

## 第11章

# 公共的施設の適正配置・整備

Kumamoto+Jonan

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情などを考慮しながら整備及び管理運営について検討するものとしします。

また、市本庁舎については、熊本市現庁舎を活用し、城南町現庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、必要な機能の整備を図っていくものとしします。

